改正後	改正前
3　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所及び大分空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。	3　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所及び大分空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。
4・5　（略）	4・5　（略）
6　中部空港事務所、関西空港事務所及び大分空港事務所にあっては、第四項に規定するもののほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。	6　中部空港事務所、関西空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所及び大分空港事務所にあっては、第四項に規定するもののほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。
7　（略）	7　（略）
（航空管制技術官）	（航空管制技術官）
第六十六条　（略）	**第六十六条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。	4　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。
5～9　（略）	5～9　（略）

附　則

この省令は、令和七年十二月一日から施行する。

法規的告示

○こども家庭庁厚生労働省告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十七号）の施行に伴い、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。

令和七年十一月二十八日

こども家庭庁長官　渡辺由美子
厚生労働大臣　上野賢一郎

本則中「第四十四条第三項第一号イ」を「第五十二条第三項第一号イ」に改める。

○厚生労働省告示第三百三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月三十日から適用する。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
一般名	適用日	一般名	適用日
（削る）	（削る）	セイヨウトチノキ種子エキス	令和六年十一月三十日
（略）	（略）	（略）	（略）
イトプリド	（略）	イトプリド	（略）
セイヨウトチノキ種子エキス	令和七年十一月三十日	（新設）	（新設）

○厚生労働省告示第三百四号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一～二十八　（略）	一～二十八　（略）
二十九　削除	二十九　メトホルミン経口投与及びテモゾロミド経口投与の併用療法　膠芽腫（初発のものであって、テモゾロミド経口投与及び放射線治療の併用療法後のものに限る。）
三十～五十八　（略）	三十～五十八　（略）